

情報提供

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
副会長 友利 博朗



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
沖縄県医師会経由で「疑義解釈資料の送付（その19・その20）」の通知が届きましたので下段にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） Tel 098-868-7579

沖 医 発 第 4 8 5 F
令 和 2 年 7 月 1 日

地 区 医 師 会 長 殿

沖 縄 県 医 師 会
会 長 安 里 哲 好
(公 印 省 略)

関係通知文書の送付について（診療報酬・地域医療関係）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記文書については、県医師会ホームページ並びに県医師会報へ掲載いたしますことを申し添えます。

記

No.	文書番号	発送日	文書件名	HP	会報
1	(地 186)	R2.6.30	レジ袋有料化（プラスチック製買物袋有料化） について	○	○
2	(保 123)	R2.6.30	厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その19)」 の送付について	○	○
3	(保 124)	R2.6.30	厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その20)」 の送付について	○	○

概 報

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 19）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問 1 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの」とあるが、「新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法について」（令和 2 年 3 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、行政検査等に用いる遺伝子検査方法として示されている、国立感染症研究所のホームページに掲載された「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査方法について」（厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所）に記載された「i-densy Pack UNIVERSAL SARS-CoV-2 キット」（アークレイ株式会社）はこれに該当するか。

（答）該当する。

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 20）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 20）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、医療機関におけるレジ袋有料化の取扱いに関して、厚生労働省医政局より別途事務連絡が発出されることを申し添えます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 20）

（令 2.6.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

（別添 1）

医科診療報酬点数表関係

【摂食機能療法（摂食嚥下支援加算）】

問 1 区分番号「H004」摂食機能療法の注 3 の摂食嚥下支援加算について、月に 1 回以上、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施することとなっているが、当該加算を算定する保険医療機関 A とは別の保険医療機関 B において検査を実施した場合であっても、保険医療機関 A において当該加算を算定することは可能か。

（答）算定可能。この場合、保険医療機関 A は、保険医療機関 B における検査結果を診療録等に記載又は添付するとともに、保険医療機関 B の名称及び検査実施日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

医科・歯科・調剤報酬点数表関係

【療養の給付と直接関係ないサービス等】

問1 令和2年7月1日から医薬品・化粧品小売業等において、プラスチック製買物袋の有料化が必須となるが、保険薬局において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別にプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に抵触するか。

(答) 患者に交付するプラスチック製買物袋に係る費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用に該当するため、抵触しない。ただし、この場合、予め患者に対し、サービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収するなど「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号)に従い運用すること。

問2 保険医療機関において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別に自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に抵触するか。

(答) 保険医療機関自体の自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収する場合についても、問1と同様に取り扱って差し支えない。(なお、保険医療機関内に設置された別法人による小売業者は、プラスチック製買物袋の有料化が必須である。)

問3 令和2年3月23日付の一部改正通知において、療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例として「保険薬局における患者等への薬剤の持参料及び郵送代」及び「保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代」が記載されているが、衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代も同様に、患者から徴収してよいのか。

(答) 保険医療機関又は保険薬局における患者等への衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代についても、薬剤と同様に取り扱って差し支えない。

以上